

第二部 相続対策の第一歩

「財産承継プランニング」のご紹介

大和証券株式会社

Daiwa
Securities

「財産承継プランニング」とは

大和証券の財産承継プランニング

相続税を
把握したい

円滑に財産を
移転したい

家族の未来を
応援したい

大和証券では、お客さまのご意向に沿った財産承継プランの実現に向けて実績豊富な分析システムを活用し、お客さまに最適なプランをご提案します



相続税シミュレーション



円滑な財産承継に向けた課題の抽出

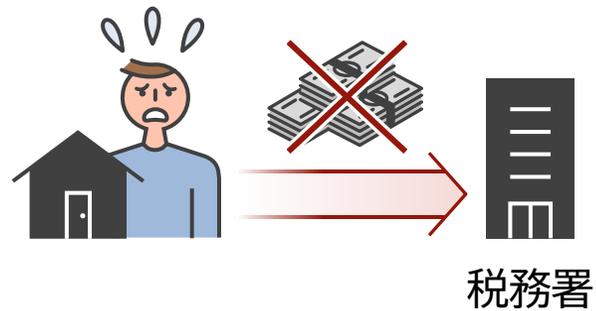


相続の専門家が
課題の解決策をご提案

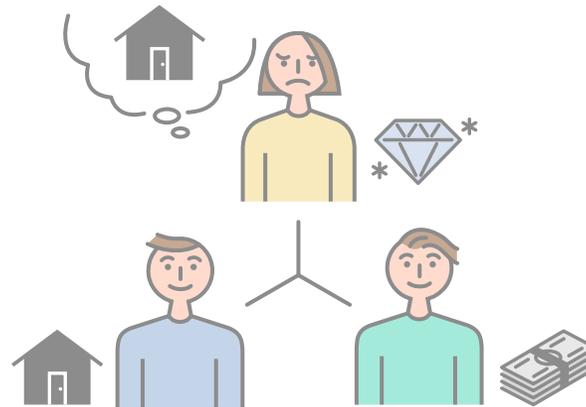


相続における問題点

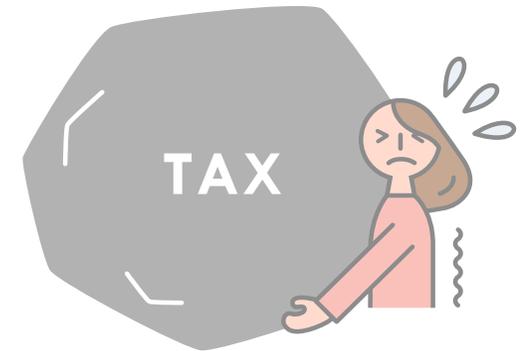
納税資金の不足



遺産分割のトラブル

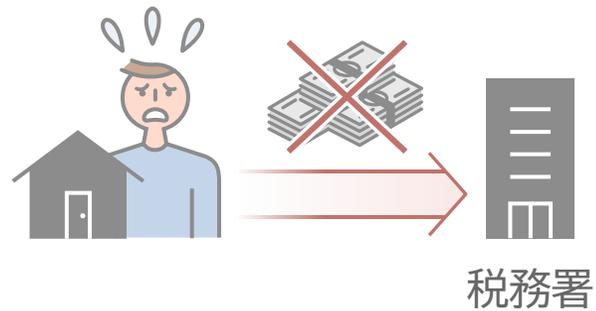


相続税の負担

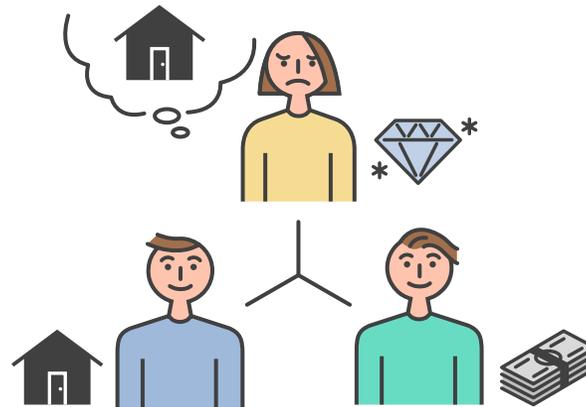


相続における問題点

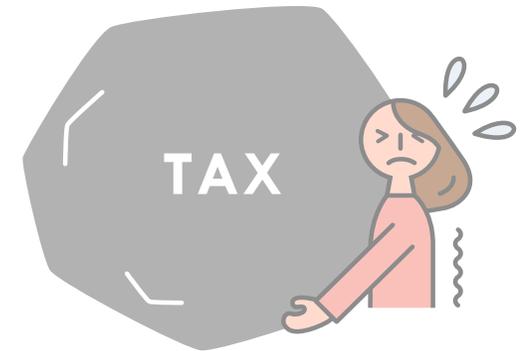
納税資金の不足



遺産分割のトラブル

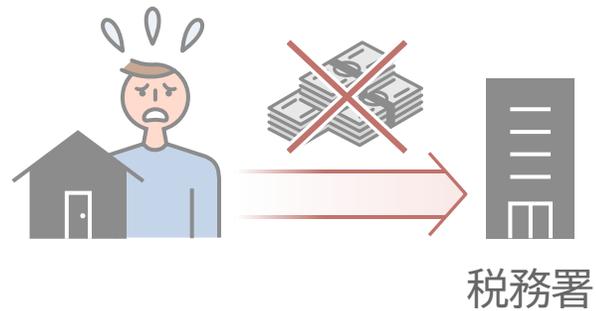


相続税の負担

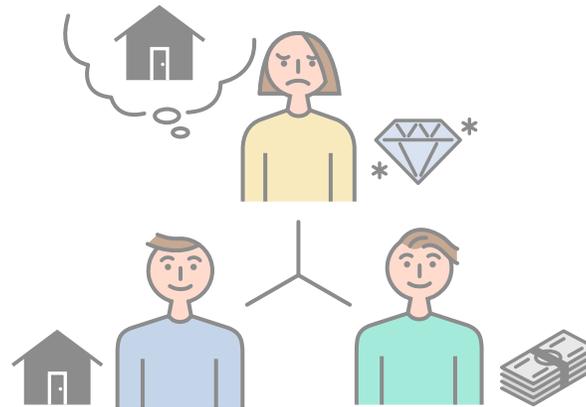


相続における問題点

納税資金の不足



遺産分割のトラブル



相続税の負担



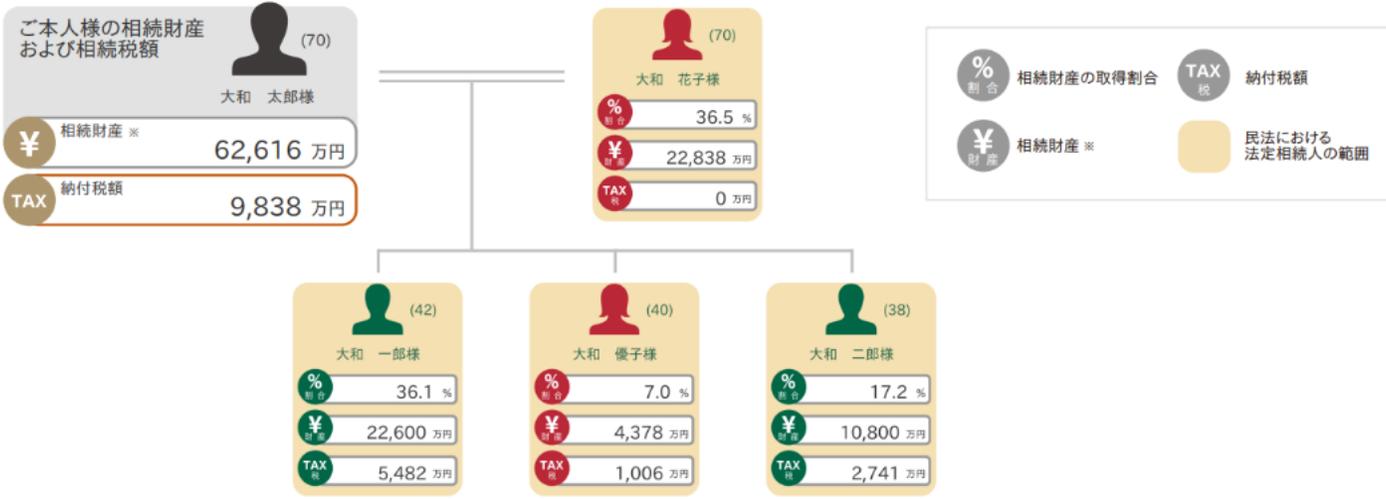
保有財産の評価・分析を行ない現状を把握

財産承継プランニング

サンプル

STEP 01 簡易相続税シミュレーション (概要)

お客様からお伺いした財産分割案をもとに相続税額の簡易シミュレーションを行ないました。ここでは、財産分割の概要と各人の相続税額をご案内します。



相続税の総額に加え、相続人ごとの負担額もご確認いただけます



相続財産	62,616 万円	非課税財産控除等※1	6,312 万円	課税価格	56,304 万円	基礎控除額	5,400 万円	課税遺産総額	50,904 万円
			合計	大和 花子様	大和 一郎様	大和 優子様	大和 二郎様	大和 健太郎様	大和 美咲様
課税遺産総額 A			50,904 万円	—	—	—	—	—	—
税法上の法定相続割合 B			—	50.0 %	16.7 %	16.7 %	16.7 %	—	—
仮の取得金額 C (= A × B)			—	25,452 万円	8,484 万円	8,484 万円	8,484 万円	—	—
税率 D			—	45.0 %	30.0 %	30.0 %	30.0 %	—	—
控除額 E			—	2,700 万円	700 万円	700 万円	700 万円	—	—
相続税の元となる金額 F (= C × D - E)			—	8,753 万円	1,845 万円	1,845 万円	1,845 万円	—	—
相続税の総額 G			14,289 万円	—	—	—	—	—	—
課税価格ベースでの取得割合※2 H			—	31.9 %	38.4 %	7.0 %	19.2 %	1.8 %	1.8 %
各人の負担する税額 I (= G × H)			—	4,553 万円	5,482 万円	1,006 万円	2,741 万円	254 万円	254 万円
税額控除・加算等 J			—	▲4,553 万円	0 万円	0 万円	0 万円	51 万円	51 万円
納付税額 K (= I + J)			9,838 万円	0 万円	5,482 万円	1,006 万円	2,741 万円	305 万円	305 万円

※ここではみなし相続財産を含み、債務や葬式費用を控除した金額を「相続財産」としています。「相続財産」は相続

保有不動産の相続税評価額を把握

財産承継プランニング

サンプル

STEP 02 保有財産の状況 (不動産)

区分	所在もしくは地番	地積/床面積 (㎡)	利用区分 評価方式	固定資産税 評価額 (万円)	借地権 割合 (%)	敷地権 割合 (%)	持分 割合 (%)	相続税 評価額 (万円)	小規模宅地等の 評価減の特例		相続人
				倍率または 路線価 (千円)					種類	減額金額	
土地	東京都〇〇〇	150.00	自用(自宅) 路線	300	-	100.00	100.00	4,500	居住	▲3,600	大和 花子様
家屋	東京都〇〇〇	-	自家用屋	2,000	-	-	100.00	2,000	-	-	大和 花子様
土地	埼玉県〇〇〇(アパート)	200.00	貸家建付地 倍率	2,000 1.1	70	100.00	100.00	1,738	貸付	▲298	大和 花子様
家屋	埼玉県〇〇〇(アパート)	-	貸家	3,000	-	-	100.00	2,100	-	-	大和 花子様
土地	神奈川県〇〇〇(区分所有マンション)	800.00	貸家建付地 路線	250	60	5.05	100.00	828	貸付	▲414	大和 優子様
家屋	神奈川県〇〇〇(区分所有マンション)	-	貸家	1,500	-	-	100.00	1,050	-	-	大和 優子様
土地	千葉県〇〇〇	200.00	自用(その他) 路線	150	-	100.00	100.00	3,000	-	-	大和 二郎様
合 計								15,216			

保有不動産の
相続税評価額を一覧で
ご確認いただけます



相続における問題点1 納税資金の不足について確認

財産承継プランニング

サンプル

STEP
03

(2) 納税資金の準備
準備状況 (相続人別)

ここでは相続人ごとに納税資金の準備状況をご案内します。

相続人別の納税資金準備状況

(万円)

	合 計	✕ 資金不足					
		大和 花子様	大和 一郎様	大和 優子様	大和 二郎様	大和 健太郎様	
相続財産 A	62,616	22,838	22,600	4,378	10,800	1,000	1,000
うち、流動性資産 B	27,000	11,500	3,500	2,500	7,500	1,000	1,000
相続税額 C	9,838	0	5,482	1,006	2,741	305	305
余剰資金 D (= B - C)	17,162	11,500	▲1,982	1,494	4,759	695	695

納税資金不足に陥る可能性のある
ご相続人がいらっしゃる場合、
アラートでお知らせいたします

※: 配偶者の相続税額については、配偶者控除を適用しています。



相続人別の
納税資金準備
状況について

→ チェックポイント 相続人ごとに納税資金が確保できているか?



一部の相続人において、相続税の納税資金が確保できない見込みです。
納税資金確保の観点から、財産分割案の再検討が必要です。



相続における問題点2 遺産分割トラブルについて確認

財産承継プランニング

サンプル

STEP
03

(1) 円滑な財産分割

お客様の財産分割案（詳細）

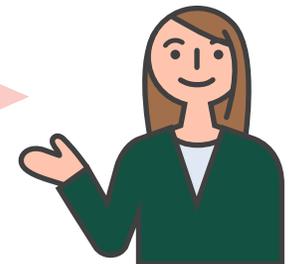
前ページの詳細についてご案内します。

お客様の財産分割案

(万円)

	△ 大和 花子様		大和 一郎様		× 大和 優子様		大和 二郎様		大和 健太郎様		大和 美咲様		金額	割合
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合		
財産分割案	21,838	36.0%	21,600	35.6%	4,378	7.2%	10,800	17.8%	1,000	1.6%	1,000	1.6%		
(法定相続分)	(30,308)	(50.0%)	(10,103)	(16.7%)	(10,103)	(16.7%)	(10,103)	(16.7%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	()	()
(遺留分)	(15,154)	(25.0%)	(5,051)	(8.3%)	(5,051)	(8.3%)	(5,051)	(8.3%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	()	()
金融資産	10,500	42.0%	2,500	10.0%	2,500	10.0%	7,500	30.0%	1,000	4.0%	1,000	4.0%		
生命保険	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
年金保険	0	0.0%	2,500	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
不動産	10,338	67.9%	0	0.0%	1,878	12.3%	3,000	19.7%	0	0.0%	0	0.0%		
非上場株式等	0	0.0%	16,600	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
その他資産	1,000	76.9%	0	0.0%	0	0.0%	300	23.1%	0	0.0%	0	0.0%		
借入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
葬式費用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

法定相続割合との乖離と
遺留分の侵害可能性についても
ご確認いただけます



相続における問題点3 相続税の負担について解決策を提示

財産承継プランニング

サンプル

STEP
03

(3) 相続税の軽減対策 生命保険の活用

生命保険には、死亡保険金の相続税非課税の適用という、他の金融商品には見られない税制上の取扱いがあります。

➔ 生命保険の活用ポイント

- ① 生命保険を活用することで相続税を軽減できる場合があります。
- ② 死亡保険金の相続税非課税が適用される限度額 (= 死亡保険金非

生命保険の契約者、被保険者が被相続人で、死亡保険金の受取人が法定相続人の場合、右記で計算された金額が非課税枠となります。

死亡保険金非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

死亡保険金非課税の活用状況と相続税の軽減効果



未使用の死亡保険金非課税枠を使用した場合の税額軽減効果をご確認いただけます



相続における問題点3 相続税の負担について解決策を提示

財産承継プランニング

サンプル

STEP
03

(3) 相続税の軽減対策 生前贈与プランの検討

生前贈与を活用する場合、毎年の贈与額によって税負担軽減額が異なります。
ここでは、贈与額に応じて、軽減効果がどのように変化するかをご案内します。

■シミュレーションの前提条件

贈与期間	相続発生	相続財産への加算期間	受贈者	贈与金額	課税制度	受贈者	贈与金額	課税制度
10年	15年後	2年	大和 一郎様	200万円	暦年課税	大和 健太郎様	110万円	暦年課税
			大和 優子様	200万円	暦年課税	大和 美咲様	110万円	暦年課税
			大和 二郎様	200万円	暦年課税			

※ 相続発生時点の指定がない場合、平均余命に基づき相続発生年を仮置きしています。「(ご参考) 相続時精算課税の場合」では、適用可能な全ての受贈者が相続時精算課税制度を選択したものと計算しています。

■贈与プランと負担軽減効果 (贈与税+相続税)

贈与プラン	現状	非課税枠での贈与	ご指定のプランで贈与	(ご参考) 相続時精算課税の場合
年間贈与額 (1人当たり)	贈与なし	毎年 110 万円	毎年 164 万円	毎年 164 万円
相続税+贈与税 C = (A + B)	9,838 万円	8,629 万円	8,326 万円	8,712 万円
負担軽減イメージ		1,208 万円の負担軽減	1,512 万円の負担軽減	1,126 万円の負担軽減
贈与した財産	0 万円	5,500 万円	8,200 万円	8,200 万円
贈与税 A	0 万円	0 万円	270 万円	0 万円
相続時の財産 (贈与実施後)	62,616 万円	57,116 万円	54,416 万円	54,416 万円
相続税 B	9,838 万円	8,629 万円	8,056 万円	8,712 万円

生前贈与を実施した場合の効果を比較してご確認いただけます



相続における問題点3 相続税の負担について解決策を提示

財産承継プランニング

サンプル

STEP
03

(3) 相続税の軽減対策 生前贈与プランの検討

生前贈与を活用する場合、毎年の贈与額によって税負担軽減額が異なります。
ここでは、贈与額に応じて、軽減効果がどのように変化するかをご案内します。

■シミュレーションの前提条件

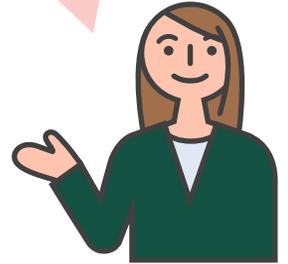
贈与期間	受贈者人数		課税制度	相続発生	相続財産への加算期間
	特例税率	一般税率			
10年	3人	0人	暦年課税	15年後	2年

※ 配偶者を除く法定相続人全員へ毎年同額贈与するものと仮定しています。
 ※ 生前贈与プランのご指定がない場合は贈与期間を10年に基づいた相続発生年を用いて計算しています。
 ※ 最適贈与額は、左記の前提条件で生前贈与を行なうあたりの年間贈与額です。なお、ここでは相続税の課税対象となる贈与額を算出しています。
 ※ 「(ご参考) 相続時精算課税の場合」では、適用可能な全ての受贈者が相続時精算課税制度を選択したものと計算しています。

最適贈与額の算出も可能です

■贈与プランと負担軽減効果 (贈与税+相続税)

贈与プラン	現状	非課税枠での贈与	最適贈与額での贈与※	(ご参考) 相続時精算課税の場合
年間贈与額 (1人当り)	贈与なし	毎年 110 万円	毎年 710 万円	毎年 110 万円
相続税+贈与税 $C = (A + B)$	9,838 万円	9,106 万円	7,883 万円	8,985 万円
負担軽減イメージ		731 万円の負担軽減	1,955 万円の負担軽減	852 万円の負担軽減
贈与した財産	0 万円	3,300 万円	21,300 万円	3,300 万円
贈与税 A	0 万円	0 万円	2,700 万円	0 万円
相続時の財産 (贈与実施後)	62,616 万円	59,316 万円	41,316 万円	59,316 万円
相続税 B	9,838 万円	9,106 万円	5,183 万円	8,985 万円



相続における問題点3 相続税の負担について解決策を提示

財産承継プランニング

サンプル

STEP
03

(3) 相続税の軽減対策 不動産活用の例

ここでは、不動産を活用することで、相続税額がどのように変化するかの一例をご紹介します。

賃貸物件を購入した場合

購入の原資 自己資金:10,000万円 借入金:0万円

相続人 大和 一郎様:34%、大和 優子様:33%、大和 二郎様:33%

購入する物件：賃貸物件(建物 8,000万円+土地 2,000万円)

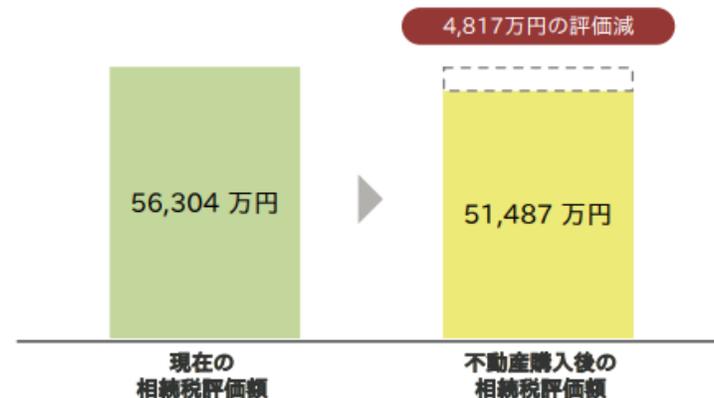


不動産の相続税評価額は、以下の計算式を用いて計算します。

・建物=建物の購入価格×固定資産税評価額割合(0.7)×(1-借家権割合(0.3))×賃貸割合(1)

・土地=土地の購入価格×相続税評価額割合(0.8)×(1-借地権割合(0.7))×借家権割合(0.3)×賃貸割合(1)

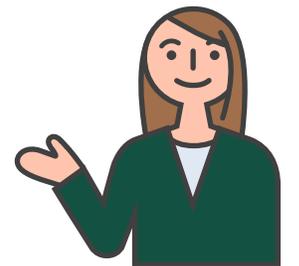
保有財産における相続税評価額（課税価格）および相続税額の変化



対策前の相続税額 ①	9,838万円
不動産を活用した場合の相続税額 ②	8,230万円
相続税軽減効果 ① - ②	1,607万円

※ 購入原資は相続人が相続する相続財産から充当。借入金は不動産の相続人が合わせて相続。

不動産活用による税額軽減効果のシミュレーションも可能です



「相続コンサルタント」のご案内

相続コンサルタント

CFP[®]資格保有者等から任命され、「相続・贈与」に関し、より高度で専門的な知識を有するプロフェッショナル・スタッフです。

※ CFP[®]とは、日本FP協会が認定するファイナンシャル・プランナー資格です。資産運用や税務等に関する専門知識を有しています。

特徴



知識・経験

特徴



地域密着

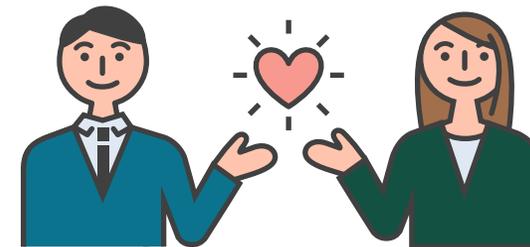
特徴



全国連携

ご相談
無料

大和証券では、全国の本・支店に「相続コンサルタント」が在籍しております。まずはお気軽にご相談ください。



「ダイワの不動産サービス」のご案内

大和証券が窓口となり、
ワンストップでさまざまな提携会社を
紹介するサービスです。



売買相談

不動産融資

建築有効活用

海外不動産

高齢者施設等紹介

ご留意事項

- サービス提供にあたり、外部専門家および当社提携企業をご紹介させていただく場合があります。ご相談内容やお住いの地域によっては、外部専門家および当社提携企業をご紹介できない場合があります。外部専門家および当社提携企業と契約等を締結する場合、報酬等の費用が発生する場合があります。

【財産承継プランニングに関するご留意事項】

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大1.26500%(但し、最低2,750円)の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大0.99000%の国内取次手数料(税込)に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動(裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます)による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。
- 当社が行なう財産評価等は、相続税法に基づく計算を行なうものではありません。財産の正確な評価・税額計算、税金の申告等については税理士等の専門家の業務となります。

ご留意事項

【不動産に関するご留意事項】

- 本資料は、一般的な情報提供を目的としたものであり、本資料をもって特定の不動産等を広告し、その契約締結を勧誘するものではありません。また、本資料をもって不動産関連融資を勧誘および媒介するものではありません。
- 当社は、不動産売買等を取扱う提携会社をご紹介させていただく場合があります。提携会社を紹介するにあたっては情報共有同意書が必要となります。
- エリア・用途によっては、ご要望に添えない場合がございます。
- 不動産関連融資をご利用の際は所定の審査があります。
- 当社は、不動産関連融資を取扱う提携会社をご紹介させていただく場合があります。提携会社を紹介するにあたっては情報共有同意書が必要となります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号、宅地建物取引業 国土交通大臣(1)第9871号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、東京都宅地建物取引業協会、一般社団法人日本STO協会